

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	平田村

平田村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県 平田村 産業建設課
所 在 地 福島県石川郡平田村大字永田字切田 1 1 6
電 話 番 号 0247-55-3116
F A X 番 号 0247-55-3246
メールアドレス sangyoukensetsu@vill.hirata.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・カラス・タヌキ・キツネ・ハクビシン・アライグマ・アオサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	平田村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	9 6 千円 9 a
	飼料作物（デントコーン）	2 2 0 千円 6 2 a
	野菜（かぼちゃ）	9 2 千円 8 a
	いも類（ばれいしょ、サツマイモ）	4 0 1 千円 2 3 a
	計	8 0 9 千円 1 0 2 a
カルガモ	水稻	3 8 千円 4 a
カラス	いも類（ばれいしょ）	5 千円 1 a
合 計		8 5 2 千円 1 0 7 a

(2) 被害の傾向

①イノシシの被害

イノシシの被害は村内一円で発生しており、飼料作物の食害やイモ類を中心とした様々な食害が発生している。また、原子力発電所事故等に伴う捕獲圧の低下、猟友会の高齢化などの問題が発生しており、水田の畦畔の掘り起こし及び家畜飼料の食い荒らし等の農作物以外の被害も増加傾向にある。

②カルガモの被害

カルガモの被害は村内一円で発生しており、田植え期（5月中旬～6月上旬）と収穫期（9月下旬～10月上旬）にかけて水稻の食害が発生している。被害を食い止めることが難しく、毎年同程度の被害が継続的に発生している。

③カラスの被害

カラスの被害は村内一円で発生しており、1年を通じて家畜飼料等の食害が発生している。毎年同程度の被害が継続的に発生している。

④タヌキの被害

タヌキによる被害は村内一円で発生しており、カボチャを中心とした野菜類の食害が発生している。年々捕獲頭数が増加傾向にある。

⑤キツネの被害

キツネによる被害は村内一円で発生しており、青刈リトウモロコシなどの飼料作物の被害が発生している。年々被害量が増加している傾向が見られる。

⑥ハクビシンの被害
ハクビシンによる被害は村内一円で発生しており、りんご等の果樹が中心に食害が発生している。また、屋根裏への侵入による衛生問題が発生している。
⑦アライグマの被害
アライグマによる被害は村内一円で発生しており、5月～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。被害面積が拡大している傾向が見られる。
⑧アオサギの被害
アオサギによる被害は一部の地区で発生しており、水稻の倒伏が主な被害になっている。飛来数の増加により被害面積が拡大している傾向が見られる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	852千円	567.9千円
イノシシ	809千円	539.3千円
カルガモ	38千円	25.3千円
カラス	5千円	3.3千円
農作物被害面積	107a	71.2a
イノシシ	102a	68a
カルガモ	4a	2.6a
カラス	1a	0.6a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・平田村鳥獣被害対策実施隊を設置し捕獲を実施している。 ・捕獲手段は銃器、わな（くくりわな・箱わな）を使用している。	・狩猟者の減少による、捕獲隊の編成及び維持・狩猟者の高齢化による野生鳥獣の捕獲圧や機動力が低下している。 ・農作物被害が増加している鳥獣については、わなや追払い活動への慣れが生じているものと考えられる。捕獲個体数は豚熱等の影響があり、年々減少傾向となつてはいる。しかし、より効果的な鳥獣被害対策及び農業者の自衛意識を高めるために、研修会への参加や勉強会等の開催、被害地区のパトロール実施が必要である。

		・平成28年度に石川地方鳥獣被害対策協議会が設立されたので、今後被害の情報を共有や町村境での一斉捕獲活動も検討しなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	・犬を活用した追い払いパトロールの実施を行っている。 ・農家個人による電気柵の設置をしている。	・農家の後継者不足等により、電気柵の維持管理等が困難になっている。 ・農家個々での対応には限界があり、地域としての取り組みが求められている。
生息環境管理その他の取組	地域住民を対象とし、被害防止等に関する知識を村広報誌等を利用し周知している。	広報のみの被害対策としては限界があり、被害防止を目的とした新たな取り組みが必要である。

(5) 今後の取組方針

平田村では、平田村鳥獣被害対策実施隊へ年間を通じて有害捕獲許可を出している。実施隊中心の被害対策を行ってきたが、実施隊員の高齢化及び減少が進み、隊員の確保が難しく、実施隊の負担が年々増加している。その為、従事者台帳に記載された地域住民に対し捕獲の依頼をしているが、効果は出ていない。

今後はこれらの対策として以下のことを取組む。

- ・高齢化や狩猟免許取得者が減少していることから、狩猟免許の取得に関する支援等を行い、担い手の育成を図る。
- ・くくりわなや箱わな等の捕獲機材を導入し、捕獲に関する研修会などを実施し捕獲技術の向上を図る。
- ・イノシシの個体数調整について、有害捕獲、狩猟等により実施する。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐために、地域ぐるみでの被害防止対策を講じられるように啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平田村は福島県猟友会平田分会から隊員の推薦を受けた者を平田村長が任命し、平田村鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については平田村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行う。 ・広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動を行う。 ・狩猟免許試験について、広報誌等で周知するとともに、研修会等の開催を通じて狩猟免許の取得の促進、支援を行い、捕獲の担い手の育成を図る。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、捕獲機材を導入し捕獲を行う。 ・地域住民への箱わなの貸出を行う。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊による被害地区のパトロールの実施を行うとともに、捕獲活動については、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。
令和7年	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行う。 ・広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動を行う。 ・狩猟免許試験について、広報誌等で周知するとともに、研修会等の開催を通じて狩猟免許の取得の促進、支援を行い、捕獲の担い手の育成を図る。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、捕獲機材を導入し捕獲を行う。 ・地域住民への箱わなの貸出を行う。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊による被害地区のパトロールの実施を行うとともに、捕獲活動については、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。
令和8年	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、併せて、調査結果の公表により住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を深める。 ・狩猟免許試験について、広報誌等で周知するとともに、研修会等の開催を通じて狩猟免許の取得の促進、支援を行い、捕獲の担い手の育成を図る。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、捕獲機材を導入し捕獲を行う。 ・地域住民への箱わなの貸出を行う。 ・平田村鳥獣被害対策実施隊による被害地区のパトロールの実施を行うとともに、捕獲活動については、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画（第2期）に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準とする。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準とする。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準とする。 捕獲目標 50頭
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
キツネ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画（第2期）の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画（第2期）の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画（第2期）の基準による。
アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。

捕獲等の取組内容	
1. 捕獲手段	
① イノシシ	くくり罠、箱わな及び銃器による
② カルガモ	銃器による
③ カラス	銃器による
④ タヌキ	くくり罠、箱わな及び銃器による
⑤ キツネ	くくり罠、箱わな及び銃器による
⑥ ハクビシン	くくり罠、箱わな及び銃器による
⑦ アライグマ	くくり罠、箱わな及び銃器による
⑧ アオサギ	銃器による
2. 捕獲時期	農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。
3. 捕獲場所	農作物の被害が大きい地区について重点的に行う。
4. 捕獲実施	安全かつ効果的な捕獲を行うため、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。	○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。	○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	・野生鳥獣の住み家となる遊休農地解消を目的とした、作付け等を推進する。 ・地域住民を対象とし、被害防止に関する知識を村広報誌等を利用し、周知を行う。
令和7年度	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ アオサギ	・野生鳥獣の住み家となる遊休農地解消を目的とした、作付け等を推進する。 ・地域住民を対象とし、被害防止に関する知識を村広報誌等を利用し、周知を行う。
令和8年度	イノシシ カルガモ カラス タヌキ キツネ ハクビシン アライグマ	・野生鳥獣の住み家となる遊休農地解消を目的とした、作付け等を推進する。 ・地域住民を対象とし、被害防止に関する知識を村広報誌等を利用し、周知を行う。

	アオサギ	
--	------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平田村 産業建設課	平常時：有害鳥獣関連の情報収集・提供、被害予防への助言及び指導 緊急時：捕獲許可交付、村民への注意喚起、対策行動の統括
平田村鳥獣被害対策実施隊	平常時：有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣パトロール 緊急時：有害鳥獣捕獲活動
石川警察署平田駐在所	平常時：有害鳥獣の捕獲や被害防止に関する助言及び指導 緊急時：危害防止のための避難・措置命令等
福島県県中地方振興局県民環境部	平常時：有害鳥獣の捕獲や被害防止に関する助言及び指導 緊急時：捕獲許可申請・許可
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部) (森林林業部)	平常時：有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導 緊急時：農業者、林業者及び関係機関への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 1 による。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島県全域において、出荷制限等が指示されているため取組なし。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	なし

研究等)	
------	--

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	平田村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
平田村	事務局を担当し、被害等の情報収集・伝達及び協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会石川支部平田分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
平田村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施をする。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施をする。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止に関する指導を行う。
平田村農業委員会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県森林管理署白河支署 蓬田森林事務所	国有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等。

福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
ふくしま中央森林組合 石川事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県農業総合センター	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年11月7日設置
令和6年度 18名任命予定

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

別紙1

